

## 別記 1

### 自営就農開始支援事業

#### 第 1 事業の目的

認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）、認定農業者（法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。ただし、認定新規就農者から移行した者を除く。）等が農業経営を開始する場合に必要な機械等の整備に対して、また経営継承によって取得した施設等の改良・改修、修繕等に要する経費に対して支援をすることにより、初期投資の軽減を図り、もって本県農業の担い手を育成・確保することを目的とする。

#### 第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な機械等の整備に要する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は別表 1 のとおりとする。

#### 第 3 事業実施主体

事業実施主体は別表 1 のとおりとする。

#### 第 4 事業の実施手続き

本事業の実施の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、市町村長が別に定める交付要綱に基づく交付申請書に、事業実施計画承認申請書（別記 1 様式第 1 号）及び事業実施計画（別記 1 様式第 2 号）を添付し、市町村長に提出するものとする。別表 1 の(2)改良・改修、修繕等支援に基づいて申請する場合は、継承資産活用計画（別記 1 様式第 6 号）を併せて添付する。
- (2) 市町村長は、事業実施主体から事業実施計画の提出があったときは、必要な指導及び調整を行い、適当と認めたときは、交付要綱第 3 に基づき、交付申請書（様式第 1 号）に事業実施主体が作成した事業実施計画を添付して、隠岐支庁又は農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施計画の作成に当たっての留意事項は、別記 1 別紙 1 に定めるところによるものとする。
- (4) 事業実施主体は、交付要綱第 4 に基づき、重要な変更を行おうとするときは、(1) 及び (2) に準じて行い、その変更承認申請は別記 1 様式第 3 号に別記 1 様式第 2 号の事業実施変更計画を添付して行うものとする。
- (5) 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 5 に基づき、センター等を経由して知事に提出するものとする。
- (6) 市町村長は、事業が完了したときは交付要綱第 6 に基づき、センター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- (7) 事業実施主体が交付要綱第 7 により行う事業の実績報告は、実績報告書（別記 1 様式第 4 号）に事業実績報告（別記 1 様式第 2 号）を添付して提

出するものとする。当該実績報告は、第4の(1)、(2)に定める事務手続きに準じ、速やかに知事に提出するものとする。

#### 第5 経営状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、経営状況報告書(別記1様式第5号)を毎年7月末までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施年度の翌年度から5年間、当該報告を毎年8月末までに知事に提出するものとする。

#### 第6 補助金の返還

本事業を実施した認定新規就農者を目指す者については、原則として農業経営を開始して1年以内に青年等就農計画について市町村長の認定を受けることとし、認定を受けていない場合は、補助金の全額を返還するものとする(ただし、病気や災害等のやむを得ない場合を除く。)

事業実施計画作成にあたっての留意事項

第 1 事業実施主体に関する事項

1 別表 1 の ( 1 ) の⑤に規定する事業実施主体が農業の経営管理の合理化を図る上で講じるべき必要な措置は次に掲げるものとし、市町村において、措置状況を確認するものとする。ただし、既存経営体の独立した一部門として、農業経営を開始している場合にあつては、主たる部門となる既存経営体が次に掲げる要件を満たしており、かつ、区分経理等により事業実施主体が担当する部門の農業所得額等について明確となっていること。

( 1 ) 所得税法（昭和40年法律第33号）第 2 条第 1 項第40号に規定する青色申告書を提出することにつき同法第143条に規定する承認を受けている者で、その営む農業につき帳簿書類を備え付けてこれに農業所得額（所得税法第27条第 1 項に規定する事業所得のうち農業から生じたものの額をいう。）に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

若しくは法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 1 項第 36 号に規定する青色申告書を提出することにつき同法第121条に規定する承認を受けている法人で、その営む農業につき帳簿書類を備え付けてこれに農業所得額（同法第22条に規定する各事業年度の所得の金額のうち農業から生じたものの額をいう。）に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

( 2 ) 育苗ハウス本体又は灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とする。ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする装置が設置されている場合はこの限りではない。

2 本事業における経営継承とは、次のいずれかを満たすものとする。

( 1 ) 事業実施主体が継承した施設等の所有権を有するものとする（事業内容が別表 1 ( 2 ) の①又は②の場合に限る）。

( 2 ) 事業実施主体が継承した農地の利用権を有すること（事業内容が別表 1 ( 2 ) の③又は④の場合に限る）。なお、農地の所有権は事業実施主体又は現農地所有者が有するものとする。

第 2 整備しようとする機械等に関する事項

1 事業実施主体が整備しようとする機械等については、青年等就農計画又は農業経営改善計画に記載があるものを対象とすること。

2 汎用性の高いフォークリフト、ショベルローダー、バックホー、農業用トラクター、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、次の要件を全て満たす場合に限り、補助対象とすることができる。

( 1 ) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

( 2 ) 農業経営において真に必要であること。

(3) 導入後の適正利用が確認できるものであること。

3 環境衛生施設については、2の(1)～(3)に加え、ほ場、作業場又はこれらの近接地に設置するものであること。

4 素畜購入等に要した諸経費は、家畜市場手数料、家畜評価手数料、委託購入手数料、購入旅費、衛生管理費、疫病予防費、輸送経費を対象とする。ただし、交付申請の際に積算していない場合、対象としない。

### 第3 小規模土地基盤整備に関する事項

農業用ハウスの敷地整備については、次の要件を全て満たす場合は、補助対象とすることができる。

(1) 農業用ハウスを事業実施年度又は翌年度中に建設すること。

(2) 農業用ハウスを翌年度中に建設する場合は、そのことを確約する確約書を提出すること。

なお、確約書の内容が不履行となった場合は、原則として補助金の全額を返還するものとする。

### 第4 改良・改修、修繕等支援の対象について

改良・改修、修繕等の対象とする経営継承によって取得した施設等とは、事業実施年度に移譲を受ける資産に限る。

別記1様式第1号

(番 号)  
令和 年 月 日

〇〇〇市町村長

様

事業実施主体名  
住所  
氏名

令和 年度自営就農開始支援事業実施計画承認申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり事業を実施したいので、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別記1の第4の(1)に基づき提出します。

※自営就農開始支援事業実施計画（別記1様式第2号）を添付する。  
ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ）、地域農業構造転換支援対策（地域農業構造転換支援事業、新規就農者チャレンジ事業）による助成を受けるものについては、同事業で提出する調書及びその添付資料の写しを添付することで代えることができる。

（添付資料）

- ・ 事業実施設計書
- ・ 事業費の積算内訳（見積書）
- ・ 規模（機種）決定根拠資料（機械等利用計画を含む）
- ・ 機械等の整備（保管）場所が分かる図面（広域地図及び詳細位置図を含む）
- ・ 機械等のカタログ、施設の図面
- ・ 現況写真
- ・ 機械等管理規定
- ・ 青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 青年等就農計画認定申請書又は農業経営改善計画申請書の写し（農業経営計画を含む）
- ・ 継承資産活用計画（別記1様式第6号）※改良・改修、修繕等支援の場合
- ・ 財産管理台帳の写し ※改良・改修、修繕支援のうち改良・改修の場合
- ・ 確約書 ※機械等整備支援のうち、農業用ハウスを敷地整備工事の翌年度中に建設する場合
- ・ その他必要な資料

別記1様式第2号

令和 年度自営就農開始支援事業実施（変更）計画（実績報告）

事業実施主体名	
---------	--

1. 事業メニュー

- (1) 機械等整備支援
  - (2) 改良・改修、修繕等支援
- ※該当する事業に○をする

2. 農業経営の概要

(1) 青年等就農計画、農業経営改善計画等認定（予定）日  
当初認定日： 年 月 日（有効期間 年 月 日）  
変更認定日（直近）： 年 月 日

(2) 経営開始（予定）日： 年 月 日

(3) 就農5年後の所得目標

(4) 経営作目

(5) 課税対象者  
課税対象者ではない（ある）

3. 新規就農サポートチームの概要

担当分野	所属	氏名
経営・技術		
営農資金		
農地		

※経営開始資金、農業次世代人材投資資金におけるサポートチームと一致させること。

4. 事業実施計画（実績）

（1）事業内容

（単位：円）

事業内容			単価	事業費	県補助金額算定の基礎となる事業費	負担区分			備考	施行箇所又は設置場所	施行方法	施行期間	管理主体
施設等名称	規模・能力等	数量				県	市町村	その他					

※事業内容ごとに記入すること。

※備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

（2）事業費のうち県、市町村補助金以外の負担方法

（単位：円）

青年等就農資金		自己資金	
近代化資金		その他 ( )	
他の公庫資金		合計	

（3）利用している国事業

--

5. 農業生産工程管理（GAP）の取組状況

作目名\*

※導入機械等に係る作目は必須（それ以外は任意）

※導入機械等に係る作目が複数の場合は主な作目について取得

取組状況	チェック欄 (該当に○)	
<p>農林産物の場合は、既に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得している。 非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組んでいる。 繁殖牛の場合は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得時期 年 月 非食用、繁殖牛等準拠開始時期 年 月</p>
<p>上記について、事業実施年度の翌年度末までの取得（準拠）に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得予定時期 年 月 非食用、繁殖牛等準拠開始予定時期 年 月</p>

農場管理の更なる改善に向けて今後取り組むこと

※変更の場合は、変更前を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

〇〇〇市町村長  
様

事業実施主体名  
住所  
氏名

令和 年度自営就農開始支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業の実施計画について、下記のとおり変更したいので、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別記1の第4の(4)に基づき提出します。

記

1 変更の理由

2 変更計画

(注)

(添付資料)

- ・自営就農開始支援事業変更計画書(別記1様式第2号)  
(ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援事業(融資主体支援タイプ)、地域農業構造転換支援対策(地域農業構造転換支援事業、新規就農者チャレンジ事業)による助成を受けるものについては、同事業で提出する調書及びその添付資料の写しを添付することで代えることができる。)

〇〇〇市町村長

様

事業実施主体名  
住所  
氏名

令和 年度自営就農開始支援事業実績報告書

このことについて、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別記1の第4の(7)に基づき、別添のとおり報告します。

(添付資料)

- ・自営就農開始支援事業実績報告(別記1様式第2号)  
(ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援事業(融資主体支援タイプ)、地域農業構造転換支援対策(地域農業構造転換支援事業、新規就農者チャレンジ事業)による助成を受けるものについては、同事業で提出する調書及びその添付資料の写しを添付することで代えることができる。)
- ・財産管理台帳 ※修繕の場合は除く。
- ・機械等の整備(保管)場所が分かる図面(広域地図及び詳細位置図を含む)
- ・機械等利用計画
- ・機械等管理規定
- ・出来高設計書、完成図面
- ・事業実績の分かるもの(入札書、見積書、発注書、契約書など)
- ・納品書/請求書/領収書(なお、領収書は金融機関の振込書でも可)
- ・補助事業専門通帳(口座)の写し
- ・写真(工事写真、納品写真、完成写真)
- ・その他必要な資料

別記1様式第5号

(番 号)  
令和 年 月 日

〇〇〇市町村長

様

事業実施主体名  
住所  
氏名

令和 年度自営就農開始支援事業経営状況報告書

このことについて、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱別記1の第5の(1)に基づき報告します。

(注) 経営の状況を添付する。

別記1様式第5号 添付資料

経営の状況

1 対象者の概要

フリガナ		年齢	歳
氏名			
フリガナ			
現住所	電話( )		

2 経営作目

経営作目	作付面積・飼養頭羽数	主要施設・規模	備考

3 経営基盤

(1) 農地規模

種別	作目	面積	取得・借入時期	取得費・リース料
水田				
普通畑				
飼料畑				
樹園地				

(2) 家畜

種別	頭羽数	取得時期	取得費

4 労務状況

区分	氏名	年齢(人数)	年間農業従事日数(日)	備考
家族	本人			
	小計			
雇用	常時雇用	人	延	
	臨時雇用	人	延	
	小計			
計				

※農業従事日数は年間従事時間数を8時間で除した数字とする。

5 直近の経営収支（損益計算書）

（自 年 月 日 至 年 月 日）

科目			金額（円）	科目			金額（円）	
収入金額	販売金額		①	経費	その他	修繕費		リ
	家事消費・事業消費金額		②			動力光熱費		ヌ
	雑収入		③			作業用衣料費		ル
	小計 (① + ② + ③)		④			農業共済掛金		ヲ
	農産物の 棚卸高	期首	⑤			荷造運賃手数料		ワ
		期末	⑥			土地改良費		カ
	計 (④ - ⑤ + ⑥)		⑦					ヨ
経費	雇人費		⑧			タ		
	小作料・貸借料		⑨			レ		
	減価償却費	建物	⑩			ソ		
		農機具				雑費	ツ	
		動物				農産物以外の 棚卸高	期首 ネ 期末 ナ	
		植物				経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	ラ	
	貸倒金		⑪			小計 (イ～ネまでの計-ナ-ラ)	⑬	
	利子割引料		⑫			経費計 (⑧～⑫までの計+⑬)	⑭	
	その他の 経費	租税公課		イ	専従者給与控除前の所得 金額 (⑦ - ⑭)		⑮	
		種苗費		ロ	専従者給与		⑯	
素畜費		ハ	青色申告特別控除額		⑰			
肥料費		ニ	農業所得 (⑮ - ⑯ - ⑰)		⑱			
飼料費		ホ	農外収入		⑲			
農具費		ヘ	家計費		⑳			
農薬衛生費		ト	農家経済余剰 (⑱ + ⑲ - ⑳)					
諸材料費		チ						

○ 上記期間における特殊事項

--

6 農業生産工程管理（GAP）の取組状況

作目名
-----

取り組み状況	チェック欄 (該当に○)	
<p>農林産物の場合は、既に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得している。</p> <p>非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組んでいる。</p> <p>繁殖牛の場合は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得時期</p> <p>年 月</p> <p>非食用、繁殖牛等準拠開始時期</p> <p>年 月</p>
<p>上記について、事業実施年度の翌年度末までの取得（準拠）に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。</p>		<p>国際水準GAP取得予定時期</p> <p>年 月</p> <p>非食用、繁殖牛等準拠開始予定時期</p> <p>年 月</p>

農場管理の更なる改善に向けて今後取り組むこと
------------------------

7 当該事業で整備した内容

(1) 整備内容

整備年度	事業内容	規模・能力	数量	事業費	補助額
計					

※素畜の場合は規模・能力欄に個体識別番号を記載すること。

(2)(1)のうち汎用性の高い機械の利用状況

事業内容（機械名）	利用状況（該当に✓）
	農業用に、 <input type="checkbox"/> 適正に利用している <input type="checkbox"/> 適正に利用していない
	農業用に、 <input type="checkbox"/> 適正に利用している <input type="checkbox"/> 適正に利用していない

※汎用性の高い機械とは、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、農業用トレーラー、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械を言う。

(3)(1)のうち農業用ハウスの敷地整備工事に係るハウス建設状況

施工完了日                      年                      月                      日（予定）
--

※本事業を活用して農業用ハウスの敷地整備工事を行う場合は、事業実施年度又はその翌年度中に建設する必要がある。

※1～5については、同様の内容を記載した書類の添付をもってこれに代えることができる。（新規就農者カルテ（平成29年4月6日付け農第12号）等）

別記1様式第6号

継承資産活用計画（継承証明書）

事業実施主体  
住所  
氏名

1 経営継承証明

前権利所有者は経営資産を経営継承者に移譲したこと（年度内に移譲する予定であることを）を証明する。

前権利所有者  
住所  
氏名

2 経営継承（予定）日

年 月 日

3 経営開始（予定）日

年 月 日

4 継承した経営基盤と資産内容

(1) 農地規模

種 別	作 目	経営面積			
		継承時		利用権が事業実施主体であれば○	所有権所有者氏名
水田		a	年 月		
普通畑		a	年 月		
飼料畑		a	年 月		
樹園地		a	年 月		

(2) 主な施設・機械とその規模

施設等区分	規模・能力等	数量	所有権が事業実施主体であれば○	改良・改修予定時期
現所有分				
本事業で改良・改修する施設等				年 月
				年 月
				年 月

本事業で 修繕する 施設等				年 月
				年 月
				年 月

(3) 事業を活用する施設等の改良・改修の理由と内容の概要

整備しようとする施設等	
改良・改修の理由	
改良・改修の内容	
能力向上の要点	

(4) 事業を活用する施設等の修繕の理由と内容の概要

整備しようとする施設等	
修繕の理由	
修繕の内容	

※(3)及び(4)の詳細は規模(機種)決定根拠資料にて記載すること。

(留意点)

- ① 事業実施主体が別表1の(2)に基づき申請する場合は、本様式を提出すること。
- ② 複数名から継承する場合、計画を別途作成する。
- ③ 改良・改修、修繕等を行う施設等については、事業実施主体が所有権(農地の場合は少なくとも利用権)を有するものとする。

(添付書類)

- ・農地の利用権又は所有権を証明する資料
- ・施設等の所有権を証明する資料